

取組みの内容**1 道徳教育の充実**

道徳教育の目標は、自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者とともにによりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことである。

家庭や地域と連携しながら、学校の教育活動全体を通じて計画的に指導するとともに、道徳科においては、自己を見つめ、物事を広い視野から多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる。

令和7年度の主な取組み・実績**(1) 学校教育活動全体を通じて行う道徳教育の推進**

- ・ 特別活動等と関連付けながら、道徳教育の全体計画、別業、年間指導計画に基づく道徳教育を全小・中学校で実施

(2) 全教職員で取り組む道徳科の指導の充実

- ・ 道徳教育の指導力向上に向けた教員研修を実施（全3回）したほか、道徳科（道徳の時間）の充実等に関する実践研究を進める研究推進校を指定し、県内の小・中学校へ研究成果を普及（指定校4校）
- ・ すべての県立高校が道徳教育の全体計画を作成し、その計画に基づき道徳心の向上を図るための取組みを実践

(3) 家庭や地域と連携した道徳教育の推進

- ・ 「生」や「死」に直面する仕事に就いている助産師、救急救命士等を「いのちのせんせい」として小・中学校に派遣し、実体験を通じて生きるものの意味や命の大切さなどを伝える出前授業を開催（175校）
- ・ 希望する中学校に、義務教育課、県警人身安全・少年課、斯道学園等の職員を講師として派遣し、中学校1年生を対象に、社会の一員として法を守ることの大切さや犯罪に巻き込まれないための方法、ネットモラル等を理解させ、規範意識等を高めることを目的とした「13歳の自律教室」を実施（64校）

再掲あり 2-②-1-(2)

《 関連する主な事業 》

明日も行きたくなる学校づくりプロジェクト事業、豊かな心を育てる事業

香川県教育基本計画に掲げている指標の現状と評価

番号	指標	単位	教育基本計画 策定時(R2)	R7 年度 実績	評価	R8 年度 目標
9	「人の気持ちが分かる人間になりたいと思いますか」との質問に、「思う」と回答した児童生徒の割合	%	小学校 5 年生 77.2 中学校 2 年生 76.1	小学校 5 年生 76.6% 中学校 2 年生 75.3%	D	現状を上回る水準
	D 評価に関する分析	子どもを取り巻く環境が変化し、学校行事の見直し等が進んだことにより、交流の充実が図られにくく、人の気持ちを理解しようとする意識はあっても、実際にそれを行動に移すことが難しい状況があったことがうかがえる。「13 歳の自律教室」の内容をさらに充実させるとともに、「いじめゼロ子どもサミット」等の活動を積極的に支援することで、他者を思いやる心や規範意識の醸成を図りたい。				

評価・課題

- 学校行事の見直しなどが進む中、友達との交流場面において、言葉を補いながら丁寧に意思疎通を試みていこうとする、児童生徒のコミュニケーションに対するモチベーションをいかに高めていくかが課題である。
- 「いのちのせんせい」派遣事業の充実により、この機会を活用して保護者の授業参観を行う学校もあるなど、親子で命の大切さを考えるよい機会となっている。

今後の展開

- 「いのちのせんせい」は、生命尊重の意識を育てるうえで効果的な事業であり、より子どもたちの心に響く道徳の授業の実践のために、事前の打ち合わせを一層密にするよう、実施校へ働きかける。
- 「人の気持ちが分かりたい」という意識や規範意識を醸成するために、「13 歳の自律教室」について内容の充実を図るとともに、集団の中で個を育てる学校において、さまざまな他者との関わりが児童生徒自身の主体的な思いから生まれるよう、学校の枠を越えた児童生徒による自発的・自治的な交流活動を促す「いじめゼロ子どもサミット」等の活動を積極的に支援する。

重点項目 2**心の育成****基本的方向①****豊かな心、多様性を尊重する心の育成****取組みの内容****2 自己肯定感・自己有用感の育成**

自己肯定感や自己有用感、自制心ややり抜く力といった非認知スキルは、子どもたちが生涯にわたってたくましく生きていくための力となるものである。

自己肯定感とは、「自分は価値ある存在だと自分自身に自信を持つこと」であり、自己有用感とは、「自分は周りに役立っている。自分は社会に有用な存在だ」と思える感情である。

このような感情は、自分や他者を大切に思う源となり、だれかに必要とされている満足感から心が安定し、学習やさまざまな活動への意欲が高まり、自主的・自立的な生活につながるなど、児童生徒の成長にとって、好循環をもたらせる。

自己肯定感・自己有用感を高めるためには、体験的な交流活動の場を充実させるとともに、児童生徒自身に活動を振り返らせたり、周りが児童生徒一人ひとりをかけがえのない存在と認めたとうえで、愛情深く接し、行動を価値づけたりすることが必要である。このため、多様な他者との豊かなかかわりを実現する関係機関とのより一層の連携を図っていく。

令和7年度の主な取組み・実績**(1) 体験活動の機会の充実 再掲あり 4-①-1-(4)**

- ・ 幼稚園、小学校、中学校、高校を通して系統立てた体験活動の実施
- ・ 中学生を対象とした集団宿泊学習（五色台少年自然センター、屋島少年自然の家）については、令和4年度から2泊3日を原則として実施

(2) 児童生徒によるボランティア活動の推進

- ・ 美化活動、交流活動、社会福祉関連活動など、学校ごとに特色あるさまざまなボランティア活動を実施
- ・ 高校では、勤労を尊ぶ心や社会奉仕の精神を養うため、地域の施設、企業等における体験活動や学校周辺の清掃等のボランティア活動を実施

(3) 家庭や関係機関との連携

- ・ 学級や学年等の枠を越えた児童生徒の自発的・自治的な交流活動により、自己の個性の発見とよさや可能性の伸長を図るとともに、社会的資質・能力の発達を支えるための調査研究と成果普及を総合的に行う「明日も行きたくなる学校づくりプロジェクト事業」を実施（小学校2校、中学校2校）

再掲あり 2-②-1-(2)**＜ 関連する主な事業 ＞**

明日も行きたくなる学校づくりプロジェクト事業、豊かな心を育てる事業

香川県教育基本計画に掲げている指標の現状と評価

番号	指標	単位	教育基本計画 策定時(R2)	R7 年度 実績	評価	R8 年度 目標
10	「自分には、よいところがあると思いますか。」との質問に、「思う」または「どちらかと言えば思う」と回答した児童生徒の割合	%	小学校 5 年生 71.2 中学校 2 年生 66.4	小学校 5 年生 72.7 中学校 2 年生 73.9	A	小学校 5 年生 72 中学校 2 年生 67

評価・課題

- 自分には、よいところがあると肯定的に回答した児童生徒の割合は、前年度と比べ、小学校で 1.9pt、中学校では 1.8pt 向上しており、いずれも令和 8 年度目標を上回る水準となっている。
- 県立高校におけるボランティア活動は、各校において家庭クラブや生徒会が企画するなど、自主的な取り組みが行われているので、今後もそれぞれの高校が実施するボランティア活動を支援していく必要がある。

今後の展開

- 小・中学校におけるボランティア活動については、今後も内容の充実を図るとともに、地域の人々の参加や協力を得る活動の一層の推進などもあわせて、地域全体で子どもを育てる機運を一層高めていく。
- 「いじめゼロ子どもサミット」や各学校における学校行事等を通じて、児童会や生徒会を中心に児童生徒が主体となる自主的な活動を充実させ、さまざまな活動の中で成功体験を増やしていく。

重点項目 2

心の育成

基本的方向①

豊かな心、多様性を尊重する心の育成

取組みの内容

3 豊かな感性や情操の育成

生活水準の向上や自由時間の増大などを背景に、価値観の多様化が進む中、心のゆとりや豊かさが重視されるようになってきている。人格形成にとって最も重要な時期にある子どもたちが、美しい自然や文学、音楽、美術などの文化芸術、スポーツにふれ親しみ、感動ややすらぎ、自己を表現することの喜びを感じることは、豊かな人間性を育むうえで重要である。

そこで、子どもの発達段階に応じ、学校や地域のさまざまな活動に取り組み、感性を高め、豊かな情操を養うとともに、読書を通して、さまざまな物語、小説、評論等に親しむことで、豊かな感受性や表現力、創造性を育成する。

また、新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえ、感染症対策を講じながら、子どもたちの情操の育成に大切な役割を果たしてきた学校行事や地域活動の充実に努める。

令和7年度の主な取組み・実績

（１）学校や地域における文化芸術活動の充実

- ・ 幼稚園や保育所、特別支援学校に芸術家を派遣し、幼児や児童・生徒を対象に、制作活動等の芸術体験活動を実施（幼稚園・保育所 9 園所、特別支援学校 4 校）
- ・ 中学生が協働して制作活動等を行うワークショップを開催（参加人数 29 名）
- ・ 中学生にプロの芸術家によるパフォーマンスの鑑賞機会を提供（参加人数 500 名）
- ・ 高校生が瀬戸内国際芸術祭や瀬戸内の島々・地域について学び、その成果を発表し合う「高校生のための瀬戸内アートサマープログラム 2nd（SASP 2nd）」を開催（参加人数 34 名）
- ・ 「香川県小・中学校総合文化祭」の開催を支援
- ・ 「第 49 回全国高等学校総合文化祭（かがわ総文祭 2025）」を、県内の高校生からなる生徒実行委員が中心となり開催
- ・ 県内各市町主催のイベント等において、大会マスコットキャラクターを活用した「第 49 回全国高等学校総合文化祭（かがわ総文祭 2025）」の広報活動を実施し、高校生の文化芸術活動を発信

（２）県立文化施設などにおける子ども向け事業の充実

- ・ 瀬戸内の豊かな自然に囲まれた五色台少年自然センターや屋島少年自然の家において、子ども向けの参加体験型事業を実施（40 回）

（３）環境教育、環境保全活動の推進

- ・ 空き缶などのリサイクルや緑化活動など、児童生徒が環境を守り大切にするために取り組む活動「チャレンジ！グリーン活動」を推進（小・中学校、高校が 27 校が参加）
- ・ 中学生を中心に実施している集団宿泊学習等で環境学習を実施

（４）学校における読書活動の推進【再掲】

- ・ 読書の楽しさに出会う機会を創出できるよう、「香川の子どもたちに贈る 100 冊」を活用
- ・ 県内の児童がオンラインを通じて、好きな本を紹介し合うオンラインミーティングを実施
- ・ 学校における一斉読書活動の推進（小・中学校、高校）
- ・ 学校図書館にかかわる司書教諭の資質向上のための研修の実施、及び学校司書に対する研修の推進

- ・ 生徒図書委員等を中心とした学校図書館の活用や読書活動の推進に関する取組みの実施
- ・ 研究指定校による読書活動の推進に関する実践研究の実施

《 関連する主な事業 》

全国高等学校総合文化祭開催準備事業、かがわ芸術体験推進事業

香川県教育基本計画に掲げている指標の現状と評価

番号	指標	単位	教育基本計画 策定時(R2)	R7 年度 実績	評価	R8 年度 目標
11	「本(教科書や参考書、漫画や雑誌は除く)を読んだり借りたりするために、学校図書館・学校図書室や地域の図書館にどれくらい行きますか」との質問に、月に1～3回以上と回答した児童生徒の割合	%	小学校 5 年生 71.9 中学校 2 年生 33.1	小学校 5 年生 63.2 中学校 2 年生 27.6	D	小学校 5 年生 76 中学校 2 年生 38
	D 評価に関する分析	朝の学活の時間に「朝読書」を実施している小・中学校では、学級文庫を設置しており、図書館まで行く必要がない環境となっていることも一因であると考えられる。学級文庫以外の本も身近に感じられるよう、小学校低学年から、より一層本に触れる機会の充実を図る必要がある。				

評価・課題

- 幼稚園等や特別支援学校に芸術家を派遣し、芸術体験活動を実施したり、小・中学生に対してワークショップや芸術鑑賞機会を提供したりすることで、子どもたちの豊かな感受性や表現力、創造性の育成を図った。
- 高校生が瀬戸内の島々で、学校の枠・学年の枠を超え、グループで探究活動を行い、発表することを通し、地域の魅力や地域の課題を捉えなおす機会となった。
- 「第 49 回全国高等学校総合文化祭（かがわ総文祭 2025）」の開催及び「香川県小・中学校総合文化祭」の開催支援により、文化芸術活動に取り組む児童生徒に対して成果発表の機会を提供するとともに、高校生を対象とした研修会の開催を通して文化芸術活動の活性化を図ることができた。
- 「第 49 回全国高等学校総合文化祭（かがわ総文祭 2025）」については、市町主催のイベント等における広報活動により、大会を P R することができた。生徒実行委員は、後催県の高校生との交流や「第 49 回全国高等学校総合文化祭（かがわ総文祭 2025）」の運営やイベント等での発表を通して主体性や協調性を身に付けることができた。また、それらの活動を大会ホームページやインスタグラムなどの SNS で発信し、大会に向けた機運の醸成を図ることができた。
- 小・中学校では、全校生で一斉読書活動に取り組んだり、図書の読み聞かせや推薦図書コーナーを設置したりするなど、読書推進活動への取組みが見られるものの、I C T 機器の活用などの影響により、読書離れの状況が続いており、月に 1 ～ 3 回以上学校図書館・学校図書室や地域の図書館に行くと回答した中学生の割合は減少し続けている。

今後の展開

- 「香川県文化芸術振興計画」に従って、幼児や小・中学校、高校の児童生徒が文化芸術に親しむ機会を提供する。
- 「第 49 回全国高等学校総合文化祭（かがわ総文祭 2025）」の開催で得たものを次世代に継承させるとともに、子どもたちが豊かな感性や、生涯にわたって文化芸術に親しむ心を育むため、引き続き、文化芸術に接する機会や専門的な指導を受ける機会、発表の場の充実などを図っていく。

- 児童会、生徒会などを中心とし、児童生徒が主体的に活動する環境活動に取り組んでおり、この取り組みを継続的なものにし、さらに充実・発展させる取り組みを支援していく。
- 豊かな感受性や表現力、創造性を育むために、各学校段階において、読書活動の充実を図ることが必要であり、読書への関心・意欲を高めるためには、学校図書館の計画的な活用、一斉読書などに地道に取り組む。
- 「香川の子どもたちに贈る 100 冊」等を活用して、児童生徒相互にお気に入りの本を紹介・推薦し合ったり、書評や本の帯等を募集したりするなどしながら読書活動を推進していくことで、読書の質の向上に取り組む。

取組みの内容

4 人権・同和教育の推進

すべての人々の人権が尊重され、平和で豊かな社会を実現するためには、一人ひとりが、人権の意義や重要性を理解し、人権問題を自らのこととして考え、課題解決に向け積極的に行動することが求められている。また、子どもを取り巻く社会の急速な変化に伴い、子どもが多様性について正しく理解し、お互いを認め合うことができるような指導や支援体制の充実を図る必要がある。

そこで人権・同和教育では、人権の大切さや人権問題についての理解と認識を深め、豊かな人権感覚を養い、課題解決のために積極的に行動しようとする意欲や態度を向上させ、その意欲や態度を実際の行為に結びつける実践力や行動力を育成する。

令和7年度の主な取組み・実績

(1) 人権や多様性を尊重する意欲や態度の育成

- ・ 研修の充実を通して、人権・同和教育の指導内容や方法の工夫、改善を図り、各学校における「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」の活用を促進
- ・ 学習指導上、生徒指導上、進路指導上の課題のある児童生徒への支援の在り方などについて研修し、参加者の理解と認識を一層深め、指導力の向上を図るため、学力・進路支援担当教員研修会等の研修会を実施
- ・ 学校における児童生徒の自尊感情を高めるための支援や仲間づくりを推進するため、人権・同和教育主任の指導力向上をめざして研修会を実施（4月、5月、8月）
- ・ 多様性社会に適応できる豊かな心を育むことを目的に、さまざまな人権課題にかかわる当事者と交流するなどの参加体験型の児童・生徒・教職員向け研修を実施（8月、10月、11月、1月）
- ・ 人権・同和教育の理念と手法を継承するため、若年教職員の指導力の向上をめざした「人権・同和教育若年教職員パワーアップ研修会」を実施（8月、12月）
- ・ 県内教職員に、自分のペースで受講できるオンデマンドの動画研修の機会を提供し、教職員の人権に関する理解や認識を深め、指導力の向上を図るための人権・同和教育教職員指導力向上研修を実施（8月～1月）

(2) 人権についての理解と認識の深化

- ・ 性的少数者の児童生徒の良き理解者となり、きめ細かな対応や支援のできる教職員をめざし、当事者団体の協力を得て、「L G B T等に関する教職員研修会」を実施（7月）
- ・ 学校（園・所）や市町に人権・同和教育課の職員を派遣し、研修会等の指導及び助言、講話・講演等を通じて人権・同和教育の推進を図る人権・同和教育出前講座事業を実施（72講座）
- ・ 各校の人権・同和教育の実施状況を把握し、今後の人権・同和教育推進上の参考とするため、推進状況調査を実施
- ・ 県内教職員の人権問題や同和問題に対する意識を把握し、その結果を県の事業や研修の在り方に反映させるため、人権に関する教職員意識調査を実施（12月～1月）

(3) 人権意識の育成

- ・ 教育課題を有する地域（小・中学校区単位）を対象に、教育上の課題解決のための地域学力向上・キャリア教育総合推進事業を実施（6地域）

- ・ 学校教育における人権・同和教育の推進を図り、一人ひとりの人権が尊重される社会の実現をめざし、指導者の資質向上を目的とした研修会を実施（１月）

《 関連する主な事業 》

人権・同和教育若年教職員パワーアップ研修事業、多様性社会に適応する豊かな心の育成事業、地域学力向上・キャリア教育総合推進事業、人権・同和教育教職員指導力向上研修事業

香川県教育基本計画に掲げている指標の現状と評価

番号	指標	単位	教育基本計画策定時(R2)	R7 年度実績	評価	R8 年度目標
12	人権・同和教育教職員ハンドブックを活用して校内研修を行った学校の割合	%	50.8	100.0	A	100

評価・課題

- 指導内容や方法の工夫、改善を図るため、「人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]」を活用している小学校の割合は 98.7%、中学校の割合は 93.8%、高等学校の割合は 97.5%、特別支援学校の割合は 100%となり、ほとんどの学校で活用されている。
- 教職員研修の充実をめざしてゼロ予算で実施している人権・同和教育出前講座では、市町及び学校（園・所）からの要請により、教職員等に対して研修を行い、人権・同和教育についての理解を深めることにつながった。
- 「多様性社会に適応する豊かな心の育成事業」は、さまざまな人権課題にかかわる当事者と交流したり、参加者同士で考えを深めたりすることを通して、人権感覚を高めることができた。そのうち中高生と教職員が共に学ぶ研修では、人権課題の当事者から直接話を聴き、学んだ内容をまとめて、各学校で発表する生徒もいた。
- 地域等との連携強化を図りながら地域学力向上・キャリア教育総合推進事業に取り組み、実施した地域において、教育課題を有する児童生徒の学力向上、進路指導の充実などで改善する事例が見られた。
- 「人権・同和教育若年教職員パワーアップ研修会」には、希望する小・中学校、高校、特別支援学校の教職員が参加し、指導スキル向上のためのワークショップや模擬授業等を実施し、各校や地域における人権・同和教育の推進者としての自覚を高めることができた。
- 内容を大きく見直し令和３年度に全教職員に配付した人権・同和教育教職員ハンドブックを教職員研修において活用した学校の割合が全校種で 100%となった。

今後の展開

- 引き続き、令和３年度、全教職員に配付した人権・同和教育教職員ハンドブックの活用促進に向けて、研修会や出前講座等で実際に活用したり、活用方法を示したりすることで、ハンドブック活用の充実を図るとともに、社会情勢の変化を踏まえ改訂・追加資料を作成する。
- 人権・同和教育出前講座については、新しい人権課題についての情報提供に努めるとともに、学校等の要望するさまざまな人権課題に対して柔軟に対応できるよう職員の指導力の充実を図る。
- 教職員に対する人権・同和教育の指導について、参加体験型学習や授業づくりの実践など指導スキルを向上させる研修の充実を図る。

取組みの内容

1 いじめや暴力の未然防止

学校においては、児童生徒との日常的なかかわりの中で、教員が児童生徒との信頼関係を築き、すべての教育活動を通じて規範意識や自己肯定感・自己有用感を育む指導を行うとともに、問題行動に対しては、教職員が一体となって、未然防止、早期対応という観点に立った取組みを行う必要がある。

児童生徒の問題行動については、家庭や地域、その他関係機関などの理解と協力を得て地域ぐるみで取り組める体制づくりを進める。

令和7年度の主な取組み・実績

(1) 児童生徒理解の深化

- ・ いじめや不登校が中学校1年生で増加する課題に対して、小・中学校が連携して対応するため、小・中学生指導担当教員連絡協議会を開催（8月）
- ・ 高校の中途退学や不登校等に対して、学校内の関係者がチームとして取り組むとともに、関係機関と連携した教育相談体制づくりのため、教育相談連絡協議会を開催
- ・ 教育センターにおいて24時間いじめ電話相談を実施

(2) 人間関係づくり、自己指導能力の育成

- ・ 希望する中学校に、義務教育課、県警人身安全・少年課、斯道学園等の職員を講師として派遣し、中学校1年生を対象に、社会の一員として法を守ることの大切さや犯罪に巻き込まれないための方法、ネットモラル等を理解させ、規範意識等を高めることを目的とした「13歳の自律教室」を実施（64校）（再掲）
- ・ いじめをなくす機運を高めるために、各学校の児童会・生徒会が中心となって行う「いじめゼロ強調月間」（11月）の支援や、児童生徒の自発的・自治的活動によりいじめ撲滅に向けた機運を醸成する「いじめゼロ子どもサミット2025」（8月）を実施
- ・ 学級や学年等の枠を越えた児童生徒の自発的・自治的な交流活動により、自己の個性の発見とよさや可能性の伸長を図るとともに、社会的資質・能力の発達を支えるための調査研究と成果普及を総合的に行う「明日も行きたくなる学校づくりプロジェクト事業」を実施（小学校2校、中学校2校）（再掲）
- ・ LHR（ロングホームルーム）でのLGBTや障害者理解を深める道德教育を実施

(3) 生徒指導体制の充実

- ・ 学校だけでは対応が難しい状況にある学校に、スクールサポートチームとして、元警察官等からなる「強化支援チーム」、元児童相談所職員等からなる「重点支援チーム」を派遣（小学校11校：延べ757回、中学校18校：延べ1,739回）
- ・ すべての小・中学校、高校でスクールカウンセラーを活用できるよう派遣
- ・ スクールソーシャルワーカー配置促進事業として、市町教育委員会がスクールソーシャルワーカーを配置するための経費を補助
- ・ すべての高校でスクールソーシャルワーカーを活用できるよう配置
- ・ 小・中学校等の授業の補助や放課後の補充学習・野外活動等に、児童生徒と比較的年齢の近い大学生（学生ボランティア）を派遣（小・中学校21校に51名）

再掲あり 5-②-2-(2)

- ・ 教育センターにおいて 24 時間いじめ電話相談を実施（再掲）
- ・ 教育相談担当教員及びスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの資質向上とチーム学校づくりのため研修会を開催（14 回）

（４）関係機関等との連携

- ・ 問題行動を起こす児童生徒への対応と、非行と被害を未然に防止するため、学校と警察の連携強化を推進
- ・ 問題を抱える児童生徒に対する校内支援体制づくりのサポート、校内研修の充実を図るため、社会福祉等の専門的な知識や技術を有する大学教授を県スクールソーシャルワーカーとして学校に派遣
- ・ 学校における支援チームづくりや事例検討会の在り方などについて支援や助言を行うため、経験豊富な社会福祉、児童福祉の専門家を学校支援アドバイザーとして派遣

＜ 関連する主な事業 ＞

豊かな心を育てる事業、スクールカウンセラー活用事業、スクールソーシャルワーカー配置促進事業、スクールカウンセラー派遣事業、スクールソーシャルワーカー活用事業

香川県教育基本計画に掲げている指標の現状と評価

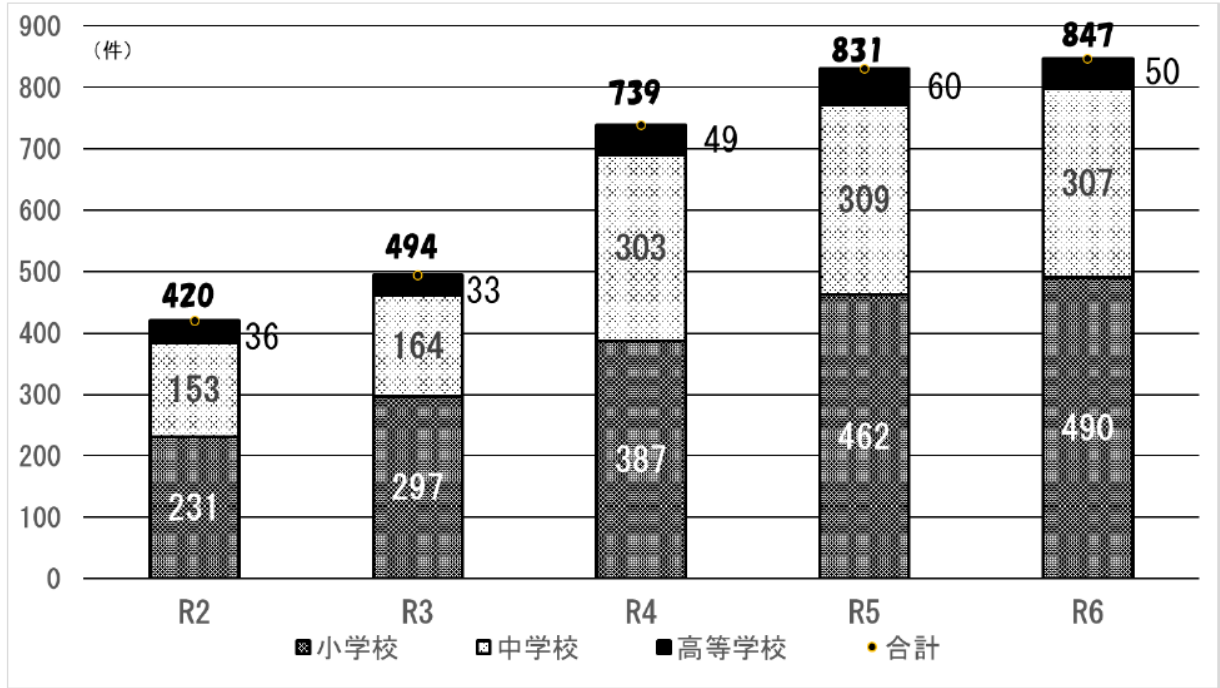
番号	指標	単位	教育基本計画策定時(R2)	R7 年度実績	評価	R8 年度目標
13	「いじめはどんな理由があってもいけないことだと思いますか」との質問に、「思う」と回答した児童生徒の割合	%	小学校 5 年生 86.9 中学校 2 年生 82.5	小学校 5 年生 81.7 中学校 2 年生 75.4	D	現状を上回る水準
	D 評価に関する分析		いじめ防止対策推進法におけるいじめの定義の浸透により、軽微な事案を含むいじめの積極的認知が進んだ結果、早期対応が進み深刻化が抑えられてきた一方で、「いじめは絶対にいけない」という規範意識の定着が図られにくくなっている側面もあると考えられる。今後も、児童生徒の自治的活動を引き続き支援するとともに、関係機関と連携した出前授業を実施するなど、規範意識や道徳性・社会性の育成に努める。			

評価・課題

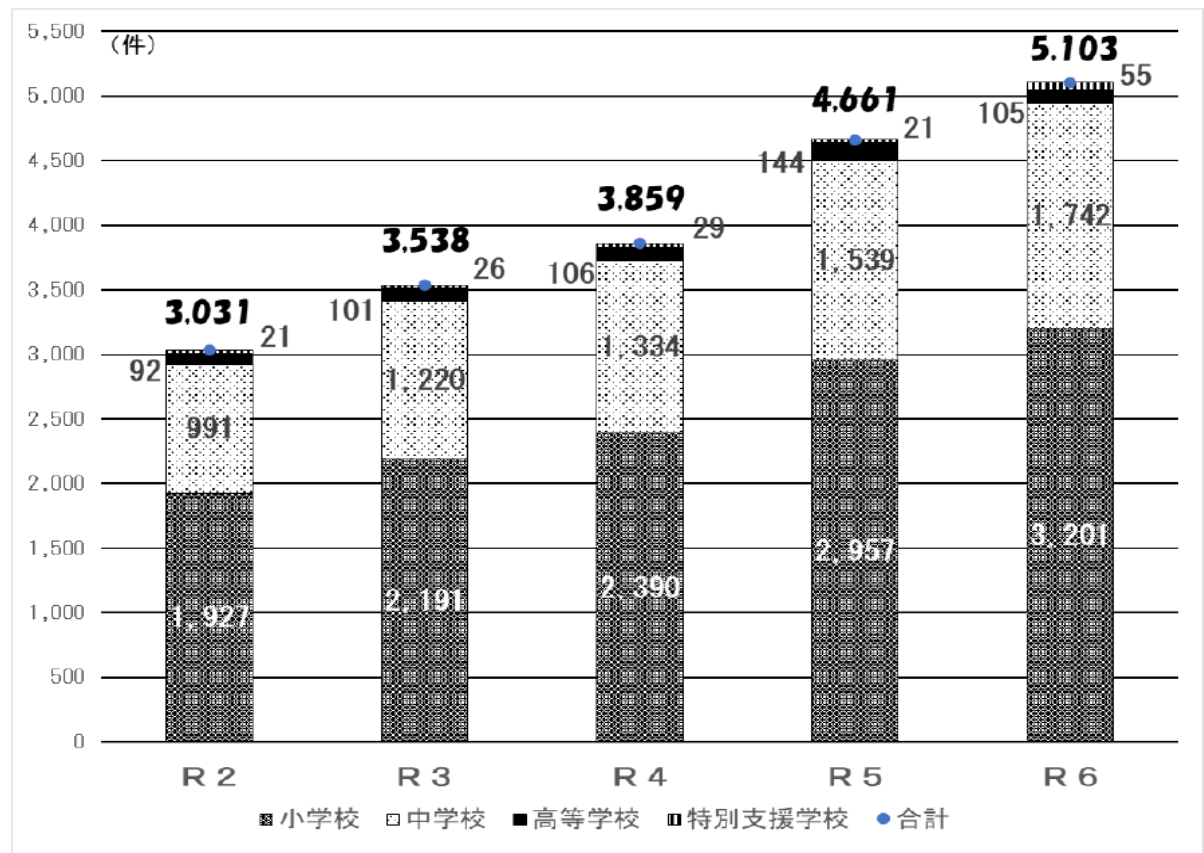
- 直近の調査結果である令和 6 年度の暴力行為の状況については、1,000 人当たりの発生件数は 8.8 件だった。いじめの状況については、1,000 人当たりのいじめ認知件数は 52.6 件で、全国平均 61.3 件を下回っており、さまざまな取り組みの成果によりいじめを抑止できていると捉えることができる一方、軽微なものも含めていじめを見逃すことがないよう、さらに認知の感度も高めていく必要がある。
- 暴力行為の事案の具体をみると、感情のコントロールが効かず、ささいなことで暴力に至ってしまうケースや暴力行為を繰り返す児童生徒が増加しており、このことが発生件数の増加に影響していると考えられる。また、個々の教員がいじめへの対応などの悩みを一人で抱え込んでしまい、結果として深刻な状況に至るなど、組織的な対応にも課題があると考えられる。
- 暴力行為に関する各施策のうち、「スクールサポートチーム派遣事業」では、令和 7 年度の派遣校 29 校中 12 校で暴力行為が減少するなど、生徒指導体制を支援するという点で、一定の成果があったと捉えている。

再掲あり 5-②-2-評価・課題

暴力行為発生件数の推移



いじめ認知件数の推移



今後の展開

- 暴力行為の発生件数を今後減少させるために、９年間を見通した小・中学校の連携の推進、学校と警察や児童相談所、家庭裁判所等との連携を一層強化するなど、生徒指導の充実による問題行動の未然防止に取り組む。また、問題行動を起こした生徒への立ち直りのための継続的支援も行う。さらに、学校だけではなく家庭・地域ぐるみで児童生徒の健全育成に取り組むことができる体制づくりを進めていく。
- いじめの問題への対応として、導入の効果が見られるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどチーム学校の専門スタッフの一層の活用を図り、学校の教育相談体制を充実させる。また、いじめを生み出さないよう、「絆づくり」、「居場所づくり」を重視し、魅力ある学校づくりを推進するとともに、「香川県いじめ問題対策連絡協議会」での協議を通して、学校と家庭や児童相談所等との連携強化を図るなど、より一層の改善に向けた取組みを推進する。
- 児童生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、いじめの問題に正面から向き合い適切に対応できるよう、児童生徒の自発的・自治的活動を引き続き支援するとともに、関係機関と連携した出前授業を実施するなど、児童生徒の規範意識や道徳性・社会性の育成に努める。

取組みの内容

2 不登校児童生徒への支援

不登校や高校中退については、一人ひとりに応じたきめ細かな指導を行う。特に不登校については、登校したくなる魅力的な学校づくりなど未然防止の取組みを進めるとともに、取り巻く環境によっては、どの児童生徒にも起こり得るものであるため、登校していない状態を問題行動と受け取られないよう配慮し、登校という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉え、社会的に自立することをめざす。

令和7年度の主な取組み・実績**(1) 不登校、高校中退対策の充実**

- ・ 中学校と高校の生徒指導主事が生徒指導上の諸問題について協議及び情報交換を行う連絡協議会を実施（2回）
 - ・ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等、チーム学校の専門スタッフ等のアセスメントを踏まえ、不登校の要因や背景の把握に努め、児童生徒との信頼関係を築けるよう、研修等を実施（2回）
 - ・ 不登校対策コーディネーターが、適応指導教室や民間のフリースクールを巡回し、不登校支援のネットワークづくりを実施（訪問先4箇所）（香川県不登校児童生徒支援協議会の開催1回）
- 再掲あり 5-①-3-(3)
- ・ 高校の中途退学や不登校に対応するため、すべての県立高校でスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用した相談・支援を行うとともに、重点的に家庭訪問を実施
 - ・ 学校内の関係者がチームとして取り組むとともに、関係機関と連携した教育相談体制づくりのため、教育相談連絡協議会を開催
 - ・ 生徒・保護者向けにスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーを紹介するリーフレットを作成・配布
 - ・ 高校入学時の生徒・保護者向けに中退防止チラシを作成・配付

＜ 関連する主な事業 ＞

明日も行きたくなる学校づくりプロジェクト事業、高校生活適応指導事業、スクールカウンセラー派遣事業、スクールソーシャルワーカー活用事業、定時制・通信制 多様性のなかで「個」が輝く学びの支援事業

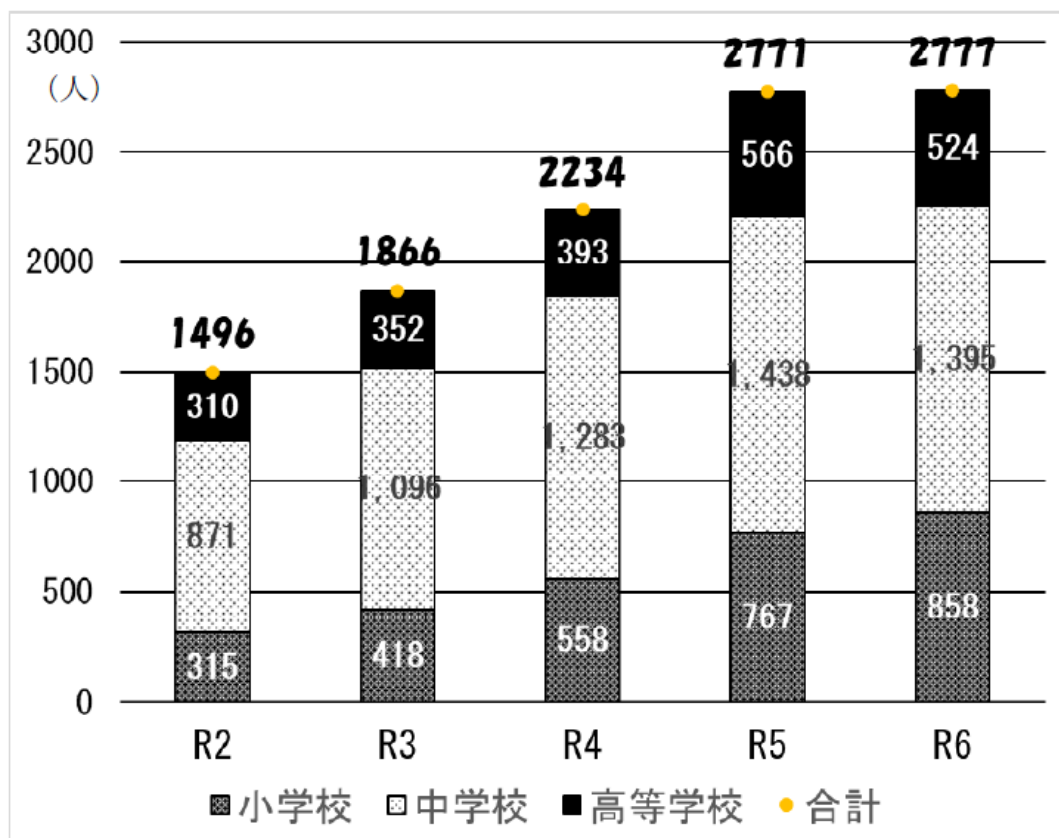
香川県教育基本計画に掲げている指標の現状と評価

番号	指標	単位	教育基本計画策定時(R2)	R7 年度実績	評価	R8 年度目標
14	「学校に行くのは楽しいと思う。」に「思う」または「どちらかと言えば思う」と回答した児童生徒の割合	%	小学校 5 年生 80.3 中学校 2 年生 76.5	小学校 5 年生 79.4 中学校 2 年生 78.6	D	小学校 5 年生 83.0 中学校 2 年生 82.3
	D 評価に関する分析		「学校に行くのは楽しい」と肯定的な回答をした児童生徒の割合は、目標値を下回っているものの、小・中学校ともに前年度から増加しており、明日も行きたくなる学校づくりに向けたこれまでの取組みに一定の成果が見られる。今後も児童生徒個々の状況に応じたきめ細かな支援を進めるとともに、香川県不登校児童生徒支援協議会等での協議を通して、包括的な支援の在り方について検討し、効果的な対策につながるよう各関係機関との連携に努める。			

評価・課題

- 直近の調査結果である令和 6 年度の小・中学校の 1,000 人あたりの不登校児童生徒数は、31.6 人で、全国平均 38.6 人と比べかなり少ない状況であり（少ない方から 3 番目）、病気以外で休めばまず電話連絡、次に家庭訪問、その次にチーム対応を基本とする対応は、一定の成果をあげている。
- 欠席期間別にみると、年間 50 日未満が増加し 3 割を占める一方で、年間出席日数が 10 日以下の児童生徒も増加し 1 割を占めている。早期支援や学校での居場所づくりが必要な児童生徒が多い一方で、長期化への対応や関係機関と連携した社会的自立の促しが必要な児童生徒も増えている状況であり、実態把握に基づいた、個々の状況に応じた支援を進めていく必要がある。
- 生徒を取り巻く問題が多様化する中で、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの派遣時間を確保する必要がある。

不登校児童生徒数の推移



今後の展開

- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどチーム学校の専門家の一層の活用を図り、学校の教育相談体制を充実するとともに、校内サポートルーム研究指定校において、不登校傾向の児童生徒への効果的な支援を研究していく。また、「香川県不登校児童生徒支援協議会」での協議を通して、学校と家庭や児童相談所等との連携強化を図るなど、より一層の改善に向けて取組みを強化する。
- 不登校はさまざまな要因が複雑に絡み合い、学校だけでは解決できないケースも多いことから、民間のフリースクールを含め、各種関係機関と連携し、効果的な不登校児童生徒の支援の在り方を検討していく。
- 引き続き、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用した相談・支援の実施に加え、重点的に家庭訪問を実施するとともに、必要に応じてスーパーバイザーの派遣等を協議し早期対応をめざし、関係各所で連携を図る。
- 教育相談担当者やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを対象とした教育相談連絡協議会等の研修内容を充実させることで、不登校や高校中退防止に向けた教育相談体制の強化を図る。

取組みの内容

3 インターネットの適正利用とネット・ゲーム依存予防対策の推進

スマートフォン等の普及に伴い、児童生徒においても、インターネットはコミュニケーションや情報検索の日常的な手段として定着しており、これからの情報化社会を生きていくうえでも、インターネット上の多種多様で膨大な情報の中から有害な情報を除きながら、ルールやマナーなどを守り、主体的に、正しく利用する力が求められている。

このため、児童生徒のインターネットの適正利用に関する知識の習得や情報モラルの育成とともに、ネット・ゲーム依存の予防対策を推進する。

令和7年度の主な取組み・実績**(1) 情報モラルの育成と有害情報対策等の推進**

- ・ 情報通信機器の進歩が著しい中、最新の情報を共有するため、小・中学校の生徒指導担当教員を中心とした連絡協議会を開催（194名参加）
- ・ 県立高校における携帯電話・インターネット安全教室では、生徒指導、消費者教育とも関連するため、多くの学校が犯罪事例を取り上げ、関係法令やリスクについて指導することにより、情報端末の安全な使用や情報モラルについての意識を啓発
- ・ 教育センターにおける「子どものネットトラブル相談」を実施

(2) ネット・ゲーム依存予防対策の推進**再掲あり 3-①-2-(4)**

- ・ ネット・ゲーム依存に関する教育関係者向けオンライン研修に教員等を派遣（7名）
- ・ ネット・ゲーム依存について自分のこととして児童生徒に考えさせるとともに、家庭でのルールづくりを推進するため、保護者への啓発を目的とした「ネット・ゲーム依存予防対策学習シート」を配付
- ・ スマートフォン等の適正利用に関する啓発冊子を配付 **再掲あり 6-①-1-(1)**
- ・ 保護者がインターネット利用について考える学習会へ、さぬきっ子安全安心ネット指導員を派遣（59回、参加者約7,300名） **再掲あり 6-①-1-(1)**
- ・ 小学生とその保護者を対象とした、フィルタリング設定等の活用を促進する参加型ワークショップを開催（県内3か所、計5回）するとともに、フィルタリングの必要性等の認識を高める学習教材を作成 **再掲あり 6-①-1-(1)**
- ・ 子どもたちの自主的なルールづくりが促進されるよう情報通信交流館（e-とびあ・かがわ）と連携し、スマートフォン等のインターネット機器を利用するに当たって親子でルールをつくるためのきっかけとなる講座「安心ネットルールづくり教室」を実施（小・中学校21校）

＜ 関連する主な事業 ＞

子どものネット依存対策・ネット利用適正化推進事業、生徒指導総合支援事業

香川県教育基本計画に掲げている指標の現状と評価

番号	指標	単位	教育基本計画策定時(R2)	R7 年度実績	評価	R8 年度目標
15	「携帯電話やスマートフォン、ゲーム機などを使う場合、家の人と決めた使用ルールを守っていますか」との質問に、「守っている」または「どちらかといえば守っている」と回答した児童生徒の割合	%	小学校 5 年生 72.5 中学校 2 年生 60.6	小学校 5 年生 66.3 中学校 2 年生 59.8	D	小学校 5 年生 75 中学校 2 年生 66
	D 評価に関する分析	スマートフォン等の通信機器所持の低年齢化により、長時間の使用に対する抵抗感が低下していることや、それに伴い家庭内での使用ルールが十分に定まっていない状況が考えられる。継続的に「ネット・ゲーム依存予防対策学習シート」等の活用を図り、家庭での使用ルールに関する啓発を進めたい。				

評価・課題

- 「ネット・ゲーム依存予防対策学習シート」を活用し、家庭でのスマートフォン利用について話し合う機会につなげた。
- 小学生とその保護者を対象としたワークショップでは、フィルタリングについての説明や個別相談を行い、スマートフォン等との付き合い方について親子で考える機会を提供した。スマートフォンの利用開始が低年齢化していることから、今後も小学生とその保護者への啓発に力を入れていく必要がある。

今後の展開

- 児童生徒のスマートフォン等の利用の状況、スマートフォン等を介したトラブルや依存傾向の実態等の現状を把握し、スマートフォン等の正しい利用に関する児童生徒への指導や保護者への啓発を推進するため、令和8年度に予定する実態調査の調査項目について、検討を進める。
- 保護者への啓発については、さぬきっ子安全安心ネット指導員の学習会への派遣や啓発冊子の配付、ワークショップの開催を継続して行っていく。また、フィルタリングの必要性等の認識を高める学習教材を作成し、学校に配付することで保護者への啓発を促すなど、子どもたちが安全にネットを利用できる環境づくりを進める。
- 児童生徒が自らスマートフォン等の使用時間等を振り返り、ルールづくりについて家族と話し合えるようにするため、ネット・ゲーム依存予防対策のための学習シートの作成及び小・中学校、高校等への配付を継続して行っていく。各学校においては、学習シートを夏休み前のホームルームや保護者懇談会等で児童生徒や保護者に配付し、説明するとともに、夏休み後の振り返りに活用する。